

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年5月号 | No. 05/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

COVID-19 による PCT 実務への影響

「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行による PCT 実務への影響」と題したウェビナーが、WIPO PCT 法務・ユーザ関連部のスタッフにより録音されました。ウェビナーは感染症の世界的流行による影響の下 PCT ユーザが直面する問題を取り上げ、推奨される多くの手続ならびに PCT 出願人の権利を保護するために適用可能な救済措置について説明しています。

氏名と電子メールアドレスを登録するだけで、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語もしくはスペイン語で録音された 25 分間のウェビナーを視聴することができます。登録ページへのリンクおよびプレゼンテーション資料は、以下からご利用ください。

www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html

英語以外の言語をご利用の際は、英語ページの右側上部からご希望の言語をご選択ください。

COVID-19 IP 政策トラッカー

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に対応して、多くの国内および広域 IP (知財) 官庁は、知的財産権に係る出願人や権利者を支援するための措置を講じています。例としては、手数料の支払に適用される期間の延長を行うことなどです。WIPO は 2020 年 5 月 5 日に、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響による対応に伴う IP 政策の情報収集を目的とした新ツールを導入しました。このツールでは、WIPO 加盟国が実施している新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響による IP 政策の変更および他の措置に関する情報収集が可能になります。トラッカーは、以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#

メインページ「IPO Operations」には、特定の国内および広域 IP 官庁が実施している、運用における変更および措置の概要を簡略にまとめた表が掲載されています。表の右側にある「view more」リンクをクリックすると、国ごとまたは官庁ごとの詳細が閲覧できます。本ツールは、WIPO の運営状況や講じられている措置ならびに WIPO のさまざまなサービス (PCT 制度、ハーグ制度、マドリッド制度や仲裁および調停) に関連する具体的な情報も提供しています。

また民間の多くの機関や企業および他の権利管理団体が、感染症による影響を緩和するための自主的な措置を講じています。関連情報は、本ツールのそれぞれ「Legislative and reg. measures」および「Voluntary Actions」タブからご覧ください。

本ツールは IP 官庁と他の関係機関による情報から成り立っており、定期的に更新される予定です。

COVID-19 の影響に伴う例外的な閉庁日

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴い、以下に列挙した官庁の閉庁に関する情報ならびに閉庁により生じる変更に関する情報が、括弧内に記載された発行日の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

- AG アンティグア・バーブーダ知的所有権および商業庁 (ABIPCO) (2020 年 5 月 14 日)
- CO 商工監督局 (コロンビア) (2020 年 4 月 2 日)
- CU キューバ工業所有権庁 (2020 年 4 月 23 日)
- IN インド特許庁 (2020 年 4 月 2 日)
- MD 国家知的所有権局 (モルドバ共和国) (2020 年 5 月 7 日)
- MX メキシコ工業所有権機関 (2020 年 4 月 30 日)
- PA 工業所有権登録総局 (DIGERPI) (パナマ) (2020 年 4 月 2 日)
- RO 国家発明商標庁 (ルーマニア) (2020 年 5 月 14 日)
- ZA 企業知的所有権委員会 (CIPC) (南アフリカ) (2020 年 4 月 2 日)

関連する公示 (PCT 公報) の各号は、以下のリンクからご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

より詳細な情報は、上述した COVID-19 IP 政策トラッカーの各官庁の欄にも掲載されています。

係属中のすべての国際出願に対する電子メールアドレスの登録に関する国際事務局からの勧告の再周知

PCT ニュースレター 2020 年 4 月号でお知らせした通り、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行により郵便業務が影響を受けていることを考慮して、国際事務局 (IB) は別途通知があるまで郵送によるすべての送付を一時休止しています。したがって IB は、すべての PCT 関連書類の送付はそれぞれの国際出願に関して提供された電子メールアドレスへ電子メールによってのみ行っています (なお、PCT 関連書類は ePCT 上でも見ることができ、国際出願の公開後は PATENTSCOPE 上でも閲覧可能です)。

PCT 出願人または代理人がまだそうしていない場合には、至急に係属中の国際出願に関する通信用の電子メールアドレスを提供するよう、再度勧告します。IB は該当する手段による通信用電子メールアドレスの提出方法の詳細を掲載しています。以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0008.html

なお、PCT ユーザの皆さまには PCT 関連書類の郵送は避け、IB との通信は適切な電子手段によるのみ行うよう強く推奨します。

PCT 公開スケジュールの変更

2020 年 5 月 22 日の公開

通常は 2020 年 5 月 21 日木曜日に公開予定であった PCT 出願（ならびに公示 (PCT 公報)）は、例外的な理由により、2020 年 5 月 22 日金曜日に公開される旨ご留意ください。

イタリア特許商標庁: 国内ルートの開始

イタリア特許商標庁は 2020 年 7 月 1 日から、PCT を経由して特許保護を取得するための国内ルートを開始することを国際事務局 (IB) に通知しました。したがって、2020 年 7 月 1 日以降に提出される国際出願におけるイタリアの指定または選択は、PCT 規則 4.9(iii) に基づき当該国際出願は広域 (欧州) 特許に加えてイタリアにおける国内特許を求める旨の表示としても機能します。

さらに、当該官庁は PCT 第 22 条(1) および第 39 条(1)(a) に基づき 2020 年 7 月 1 日以降に提出される国際出願について、以下が適用される旨を IB に通知しました。

- イタリアへの国内段階移行の期間は、優先日から 30 カ月
- 国際出願のイタリア語への翻訳文の提出

イタリアへの国内段階移行に関する要件の詳細は、2020 年 7 月 1 日以降に PCT 出願人の手引に掲載予定です。

特定の PCT 規則の国内法令との不適合通知の取り下げ

イタリア特許商標庁

PCT を経由して特許保護を取得するための国内ルートを開始するにあたり、受理官庁としてのイタリア特許商標庁 (RO/IT) は、以下の規則の国内法令との不適合の通知を 2020 年 7 月 1 日付けで取り下げる旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

- PCT 規則 26 の 2.3(j) に基づく通知 (PCT ニュースレター 2006 年 7 月号 2 ページ目)
- PCT 規則 20.8(a) に基づく通知 (PCT ニュースレター 2006 年 7 月号 1 ページ目)

これを受けて、それぞれ以下の PCT 規則が RO/IT により、2020 年 7 月 1 日以降に提出される国際出願に関して適用されます。

- PCT 規則 26 の 2.3(a) から (i) (受理官庁による優先権の回復に関する規定)
- PCT 規則 20.3(a)(ii) および (b)(ii)、20.5(a)(ii) および (d)、ならびに 20.6 (PCT 第 11 条(1) に基づく欠陥、欠落部分、および要素または部分を引用により含めることに関する規定)

さらに、指定官庁としての当該官庁は、2020 年 7 月 1 日以降に提出される国際出願に関して、国内法令は以下の規則と適合するとの旨を IB に通知しました。

- PCT 規則 49 の 3.1(a) から (d) (受理官庁による優先権の回復の効果)
- PCT 規則 49 の 3.2(a) から (g) (指定官庁による優先権の回復)

加えて、受理官庁および指定官庁としての当該官庁は、2020 年 7 月 1 日以降に提出される国際出願に関する優先権の回復請求に対し「相当な注意」および「故意ではない」基準の両方を適用する旨を IB

に通知しました。それらの請求を行うために支払う手数料はありませんが、15 ユーロの印紙税 (imposta de bollo) が必要となります。

当該情報により、PCT 出願人の手引 附属書 C (IT) ならびに「優先権の回復」および「PCT 留保、宣言、通知および不適合」の表が更新されました。表はそれぞれ以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 規則 20.8 (a の 2) および (b の 2) に基づく不適合の通知

スペイン特許商標庁

2020 年 7 月 1 日発効予定の新 PCT 規則 20.5 の 2 が規定する、誤って提出された要素または部分についての国際出願の正しい要素または部分の提出に関する告知です。特定の官庁は、新 PCT 規則 20.5 の 2(a)(ii) および (d) の規定は、受理官庁および/または指定官庁としての当該官庁が適用する国内法令と適合しないことを、国際事務局 (IB) にすでに通知した旨を再度お知らせします。詳細は、PCT ニュースレター 2020 年 4 月号をご参照ください。

PCT ニュースレター 2020 年 4 月号でお知らせした官庁に加えて、スペイン特許商標庁は、PCT 規則 20.8(a の 2) および (b の 2) それぞれの規定に従い、上述の新規則は受理官庁および指定官庁としての当該官庁が適用する国内法令と適合しない旨を IB に通知しました。

当該情報により、「PCT 留保、宣言、通知および不適合」の表が更新されました。以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 規則改正

2019 年 9 月 30 日から 10 月 9 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会の第 51 回会合にて、2020 年 7 月 1 日から発効予定の PCT 規則の改正が採択されました。改正についてのお知らせは、PCT ニュースレター 2019 年 10 月号および 2020 年 4 月号に掲載されました。再度の掲載になりますが、改正は以下のように構成されています。

- **PCT 規則 82 の 4**
予測不能な IT 機能の停止や予定された IT メンテナンスのように、官庁が認める電子的な通信手段のいずれかの不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞を当該官庁が許容するための PCT における法的根拠の規定。
- **PCT 規則 26 の 4**
PCT 規則 4.11 に規定する願書様式の表示に関して、国際段階において補充するまたは追加するための PCT における法的根拠の規定。
- **PCT 規則 4、12、20 (新 PCT 規則 20.5 の 2)、40 の 2、48、51 の 2、55 および 82 の 3**
誤って国際出願の要素および部分が提出された場合に、その誤って提出された要素または部分を正しいものと交換することを許容する、もしくは引用により含めることにより、正しい要素または部分を追加することを許容する規定。
- **PCT 規則 15、16、57 および 96**

ある官庁が他の官庁のために徴収した手数料を、IB を介して移転するための PCT における法的根拠の規定。

– **PCT 規則 71 および 94**

国際予備審査機関は当該機関の一件書類の中から所定の書類の写しを IB に送付し、IB は選択官庁に代わって公衆に利用可能にする場合の基礎要件の設定。

これらの改正について説明するプレゼンテーション資料に関するお知らせは、下記の「PCT 関連資料の最新/更新情報」をご参照ください。

修正された PCT 規則の全条文は、2020 年 7 月 1 日に発効予定です。アラビア語および英語版は、それぞれ以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html

www.wipo.int/pct/en/texts/index.html

他の言語は準備中です。

PCT 様式の修正

願書様式 (PCT/RO/101) および以下の様式が修正され、2020 年 7 月 1 日から有効となります。

- PCT/RO/107 (欠落部分または誤って提出された要素 (部分) がある旨の手続補完命令書)
- PCT/RO/114 (要素または部分が引用により含まれることの確認に関する決定の通知)
- PCT/RO/118 (書類の送付通知書)
- PCT/RO/126 (引用による補充のためではない後に提出された用紙に関する通知)
- PCT/IB/310 (書類の送付通知書)
- PCT/IPEA/415 (書類の送付通知書)

また以下の新しい様式が作成されました。

- PCT/RO/129 (国際出願日の訂正請求に関する通知)
- PCT/ISA/208 (後に提出された用紙に関する追加手数料の支払命令書)
- PCT/IB/324 (規則 4.11 に規定する表示の追加または補充の請求に関する通知)

上記の様式は、以下のリンク「2020 年 7 月 1 日から有効になる様式」からご利用可能です。

www.wipo.int/pct/en/forms/

上述の修正についての詳細は、以下のリンクから PCT 回章の PCT1599 をご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/circulars/

PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの改訂

PCT 国際調査および予備審査 (ISPE) ガイドラインが改訂され、2020 年 7 月 1 日から発効します。改訂される項は、2.12、3.25 から 3.28、6.01、15.11、15.11A から C、17.13、17.16 A および B、18.07、

19.50、22.27、22.52A から D および 22.58 A および B です。発明の単一性に関連する第 10 章も改訂され、さらに新たな項 15.11D が追加されました。

ISPE ガイドラインの改訂版は、PCT ウェブサイト上で英語、仏語およびスペイン語で閲覧可能です。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html

www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html

www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.html

上述の改訂に関する詳細は、以下のリンクから PCT 回章の C. PCT1573 および C. PCT1599 をご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/circulars/

ePCT 最新情報

ePCT システムの最新版 (ePCT 4.7) が、2020 年 4 月 23 日に導入されました。出願人向け ePCT および受理官庁、指定官庁および国際機関向けの ePCT の新機能に関する詳細は、それぞれ以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1081

www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf

主な新機能の概要は、以下の通りです。

出願人向け ePCT 最新情報

- 発明の名称:
ePCT での発明の名称の入力は、デフォルトにより大文字に設定されていますが、新しいチェックボックス「小文字を許可する」を選択すると小文字の使用が必要な特定の文字を入力することが可能になります。
- 受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) への手数料の支払:
オンラインによるさまざまな手数料の IB への支払方法が、「オンライン支払」機能一つに統合されました。WIPO のオンライン支払プラットフォームを利用すると、支払時に特定の支払方法が選択できます。
- 調査手数料の減額:
特定の出願人に適用される調査手数料の減額に関する最近の変更が反映されました。
- ePCT タイムラインの新アイテムおよび新しい ePCT 通知:
ePCT タイムラインに新アイテムが追加され、所定の国際出願に係る優先権書類の提出期間の満了を表示します。また、この期間に関する新しい ePCT 通知が「通知」の通知方法の設定から利用可能であり、認証謄本を IB に提出する 16 カ月の期間が間近である旨がユーザに通知されません。
- 国際出願が IB に送付される前に、出願人は (例えば、受理官庁に対する翻訳文、申し立てまたは委任状の提出など) 一部の ePCT 機能が利用可能になりました。

機関および官庁向けの ePCT

- 官庁向けアクション機能の向上: 以下の様式を作成する ePCT アクション機能が改善されました。
 - PCT/ISA/203 (国際調査報告を作成しない旨の決定)
 - PCT/ISA/206 (追加して納付すべき手数料および異議申立手数料 (該当する場合) の納付命令書)
 - PCT/ISA/210 (国際調査報告)
 - PCT/ISA/237 (国際調査機関の見解書)
- 以下の様式を作成する ePCT 新アクション機能の追加
 - PCT/ISA/212 (追加手数料異議の申立ての決定または異議申立てが行われなかったものとみなす宣言の通知書)
- 既存の所定のレポートの改訂、および新たにレポート 4 種類を追加。それらレポートは、処理業務で係属している事項の現況や四半期ごとの処理業務の遂行状況に関する情報を提供します。
- 官庁向け新アクション機能「機関に対する書類の請求」では、国内段階移行または出願の早期処理の請求が受理された国際出願に関する書類の写しを、指定官庁が請求できるようになりました。
- 選定された出願を対象として IB 送付用に月次の手数料移転情報を作成する、官庁向け新アクション機能が設定されました。

国際出願の電子出願および処理: 欧州特許庁 (EPO)

PCT-SAFE 出願の受理停止

(ePCT、EPO オンライン出願、EPO ウェブフォーム出願サービスおよび EPO ケースマネジメントシステム (CMS) を利用して提出される国際出願をすでに受理している) EPO は、2020 年 7 月 1 日から PCT-SAFE ソフトウェアを用いて電子形式で提出される国際出願を受理しない旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

当該情報により、PCT 出願人の手引 附属書 C (EP) が更新されました。

EPO オンライン出願バージョン 2.0 の試行プロジェクトの開始

EPO は 2020 年 5 月 4 日から、EPO オンライン出願バージョン 2.0 の試行プロジェクトを開始したことを公表しました。本プロジェクトでは、オンラインによる書類の提出が可能になることに加えて、受理官庁としての EPO に対して PCT 出願も提出できるようになりました。システム内で国際事務局の ePCT 出願エンジンを組み込むことで PCT の願書様式が作成できるようになり、ePCT が実行するものと同様のチェック機能の利点を出願人が受けられるようにしています。

本プロジェクトの下で書類を提出する際の技術的な要件や提出可能な書類の種類などに関する詳細は、以下のリンクから EPO 官報の 2020 年 4 月号の記事をご覧ください。

www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/04/a44.html

www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/04/a45.html

PCT 最新情報

一部手数料の変更 (ハンガリー知的所有権庁、ニュージーランド知的所有権庁、ノルウェー工業所有権庁)

CN: 中国 (微生物およびその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

EP: 欧州特許庁 (電子出願)

IT: イタリア (国内段階移行期限、国際出願の翻訳文に関する要件、優先権の回復請求の受理)

SE: スウェーデン (官庁の名称)

調査手数料および国際調査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、インド特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構、スウェーデン知的所有権庁、米国特許商標庁、ヴィシェグラード特許機構)

PCT 関連資料の最新/更新情報

ウェビナーの新トピック COVID-19 による PCT 実務への影響

詳細は、上記「COVID-19 による PCT 実務への影響」のトピックをご覧ください。

プレゼンテーション資料

2020 年 7 月 1 日発効予定の PCT 規則改正を説明するプレゼンテーション資料が、英語およびスペイン語でご利用可能になりました。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html

www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html

他の言語は準備中です。

PATENTSCOPE に関するお知らせ

WIPO による COVID-19 イノベーションを促進する PATENTSCOPE データベース新検索機能の導入

WIPO は 2020 年 4 月 20 日に、PATENTSCOPE に新検索機能を導入しました。当該機能は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を克服する目的で新技術を開発しているイノベーターにとって有用と思われる公開特許文献に含まれる情報の所在と検索を促進するものです。また当該機能は、科学者、エンジニア、公衆衛生のポリシーメーカー、産業界の関係者そして一般の皆様は、新型コロナウイルスをはじめとする病気の検出、予防および治療を向上するための容易にアクセスできる情報源を提供します。

当該機能の導入時には、特許情報の専門家により感染症の検出、予防および治療に関連する技術分野が特定され、特別に生成された数十の検索式を提供しました。PATENTSCOPE は、8,300 万件以上の特許文献および関連文献を収録しています。また多言語検索機能を備えた特許情報の包括的な検索機能を提供し、人工知能技術を利用した自動翻訳システムにより高精度な結果を得ることができます。この新しい COVID-19 検索機能により、感染症の軽減に取り組んでいるイノベーターにとって潜在的な利用可能性があると考えられる数千の文献が再活用されることとなります。

当該検索機能は、以下のリンクからご利用ください。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/covid19.jsf>

「Special COVID-19 in PATENTSCOPE」と題したウェビナーの録音(2020年5月7日に中継済み)ならびにウェビナーで使用されたプレゼンテーション資料は、以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=312

ディスタンスラーニングコース: 特許協力条約入門

オンラインディスタンスラーニングの PCT 入門コース (DL101PCT) では、PCT 制度の紹介と概要を提供しています。本コースは、理解度と進捗度を計るテストを備えた完全な自主学習形式となっています。本コースの全工程修了時には、コース修了証のダウンロードが可能です。無料の本コースは PCT 全 10 言語でご利用可能です。受講ご希望の方は、以下の WIPO アカデミーのページからご登録ください。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

実務アドバイス

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容 - PCT 第 19 条に基づく請求の範囲に関する補正書を提出する期間を徒過した事例

Q: 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行の影響により、クライアントは隔離中であり、PCT 第 19 条に基づく補正書を期間内に国際事務局に提出する指示を出す対応ができませんでした。その結果、PCT 規則 46.1 に基づく期間内に補正書を作成して提出することができませんでした。補正書の提出の遅滞についての許容の請求を行うことは可能でしょうか? 可能であれば、請求を行う手順はどのようなものでしょうか。

A: PCT 規則 82 の 4.1 は、書類の提出や手数料の支払いならびに PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正書の提出などの行為について、PCT の期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を規定しています。また PCT 規則 82 の 4.1 の規定は、不可抗力の事由(「戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災…その他これらに類する事由」)について定めています。

国際事務局 (IB) は、今般の感染症の世界的流行は「天災…その他これらに類する事由」に該当する事由と解されるべきであるという立場を明確にしました。IB の解釈声明は以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0009.html

PCT 第 19 条に基づく補正書を IB が受理するためには、以下の行為が必要となります。

- PCT 第 19 条に基づく補正書を、合理的にできる限り速やかに電子形式¹で IB に提出する。

¹ 感染症の世界的流行にある現状では、郵送による国際出願に係る書類の送付は決して推奨しない点にご留意ください。PCT 第 19 条補正のケースでは、ePCT にある専用のアクション機能 (www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=840) を利用して提出することをお勧めします。ただし当該機能は、期間がすでに満了している場合には利用できません。したがって ePCT のドキュメントアップロード機能、ならびに専用機能がない場合 (PCT 規則 82 の 4 に基づく請求など) (www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820) の他の書類タイプを提出する機能をご利用ください。ePCT システムにログインするための WIPO アカウントをまだ作成しておらず、すぐに作成できない場合には緊急用アップロードサービス (<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml?lang=ja>) を利用して PDF 形式で書類を提出することができます。

- PCT 規則 46.1 に基づく期間²の満了後 6 カ月以内に「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連の問題」を遅滞の理由として挙げる説明書を電子形式¹で IB に提出し、適用される期間が遵守されなかったことによる遅滞の許容について PCT 規則 82 の 4.1 に基づく請求を行う。

通常であれば、PCT 規則 82 の 4.1 に基づいて説明された理由により関連する期間が遵守されなかった旨の証拠を、該当する場合には官庁、機関または IB に対して提出することが求められます。しかしながら現状を考慮して IB は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連の問題を理由としてなされる PCT 規則 82 の 4.1 の請求を優遇し、あなた (または出願人) の住所、営業所を有する地、または滞在地が影響を受けたことを立証する証拠の提出を求めません (上述した IB の解釈声明をご参照ください)。

また一方で、PCT 制度には多くの相互に依存したプロセスがあり、許容されたある行為の遅滞が他のプロセスにも影響を及ぼす可能性があります。そのためある行為が遅滞した場合にはその可能性を考慮する必要がありますことにご留意ください。例えば、PCT 第 19 条の補正書が遅れて提出された場合、出願の再公開が必要となることがあり、仮保護の手續に遅れが生じることもあります。さらに国際予備審査の請求を検討したい場合や、国際予備審査の目的で国際予備審査機関 (IPEA) に PCT 第 19 条補正を考慮してもらいたい場合であっても、国際予備審査の請求をする期間までに (すなわち、PCT 規則 54 の 2 に基づく期間の満了前に) 補正書が準備できていない可能性もあるでしょう。もちろん、補正書が提出されるまで待つことができ、また必要に応じて、IPEA に対して国際予備審査請求を提出する期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することもできます。ただしその場合、通常国内段階移行を決定する前に必要となる国際予備審査報告の発行を遅らせてしまう可能性が生じます。

PCT 規則 82 の 4.1 に基づく期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容の請求は、一般的に優遇されます。しかしながら、困難な状況であってもできる限り行為の遅滞を避けることが出願人の利益となるでしょう。

規則 82 の 4.1 は受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関、IPEA または IB に対して手續を行う場合に適用されますが、以下の場合には適用されないことにご留意ください。

- 優先期間については、PCT 第 8 条の規定により、実質的にはパリ条約第 4 条が適用される (PCT 規則はただし、関係する官庁が当該規定に係る留保をしていないことを条件として、国際段階または国内段階において優先権の回復を請求できる可能性を規定している)。
- 徒過された期間が、国内段階での指定官庁または選択官庁に対して行われるべき行為に関連している場合。これらの官庁において、関連する国内法令に基づいて適用される救済措置がある場合がある (PCT 第 48 条(2)、規則 82 の 2.2)。また指定官庁が PCT 規則 49.6(f)³ に定める留保をしていない限りは、指定官庁および選択官庁は PCT 規則 49.6 に基づき、出願に関する権利の回復請求手続きを提供することが求められる。詳細は、PCT 出願人の手引の関連する国内編 (<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>) をご参照ください。または関係する国内官庁に直接お問い合わせください。

予期せぬ事態により PCT に基づく期間を徒過した場合に適用される可能性のある他の救済措置の詳細については、PCT ニュースレター 2020 年 3 月号の「実務アドバイス」をご参照ください。

² PCT 規則 46.1 に規定する期間は、国際調査機関による IB および出願人への国際調査報告の送付の日から 2 カ月の期間または優先日から 16 カ月の期間のうちいずれか遅く満了する期間とする。ただし、第 19 条の規定に基づく補正で当該期間の満了の後に IB が受理したものは、その補正が国際公開の技術的な準備が完了する前に IB に到達した場合には、当該期間の末日に IB が受理したものとみなす。

³ PCT 規則 49.6(f) に基づく留保をしている国に関する情報は、www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html をご参照ください。